

# 第 113 回

## 国有財産中国地方審議会

日時 平成 25 年 4 月 11 日(木) 13:30 ～ 15:00

場所 中国財務局第一会議室

	目 次	頁
1. 開 会	.....	1
2. 局長開会挨拶	.....	1
3. 議 事		
議事録署名委員指名	.....	3
諮問事項	.....	3
報告事項	.....	13
4. 局長閉会挨拶	.....	24
5. 閉 会	.....	24

中 国 財 務 局

## 第113回国有財産中国地方審議会

日 時 平成25年4月11日(木)

13:30～15:00

場 所 中国財務局第一会議室

### 1. 開 会

○角廣会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第113回国有財産中国地方審議会を開催いたします。

委員の皆様方には、大変お忙しいところを御出席いただきましてありがとうございます。

本日の出席状況でございますけれども、中国新聞社の常務取締役の栗林委員が欠席でございます。なお、山陰合同銀行の古瀬委員は、積雪のため、30分程度遅れるということですが、御出席されるということでございます。そういうことで、進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、この会議、大変大事な会議ですが、前回と同じようにリラックスして、忌憚なくいろんな意見をいただければありがたいと思います。

それでは、開会に当たりまして、中国財務局長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いします。

### 2. 局長開会挨拶

○垣水局長 中国財務局長の垣水でございます。昨年7月に着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

第113回国有財産中国地方審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方、御多用中のところ、また非常に寒い中、審議会に御出席いただきましてありがとうございます。また、平素より、国有財産行政を含めました財務局の行政一般につきまして御理解と御協力をいただきまして、重ねて感謝申し上げます。

本日は、諮問事項として、広島駅新幹線口の二葉の里地区に所在する国有財産の一部を、広島県に対しまして広島県広島東警察署用地として時価売り払いすることについて御審議をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、最近の国有財産行政について申し上げます。

前回のこの席でも御紹介したと思いますが、国家公務員宿舎の削減計画が一昨年の11

月末に前政権のもとでつくられまして、宿舎は真に公務のために必要な宿舎に限定するということとし、戸数を全国で5.6万戸程度削減する計画とされたわけでございます。この計画を実行するため、廃止する宿舎を個別に検討し、全国1万684住宅のうち5,046住宅、約半分を廃止することを昨年11月に決定しております。これらの宿舎につきましては、今後、順次廃止を進め、平成28年度末までに売却等を行うこととしております。

また、昨年8月に行政改革実行本部、これも前政権のもとでございますけれども、国有資産及び独立行政法人が保有する資産の売却等に係る工程表が決定され、廃止対象宿舎を含めまして、国等の保有する資産の売却、運用等により、平成28年度末までに約5,000億円以上の収入を上げることを目標としております。なお、これらにつきましては、後ほど事務局から報告させていただきます。

いずれにいたしましても、国有財産は国民共有の貴重な財産であり、当局といたしましても売却等を通じて国の財政に貢献するとともに、地域と連携した国有財産の有効活用を通じ、地域、社会のニーズにも対応していきたいと考えております。

余談になりますが、私が着任して後、全財務局の方針として、なるべく地域に密着した地域貢献を行おうという方針を立てておりまして、当財務局幹部が手分けして、これまでに約100近くの自治体の首長の方とお会いしました。また、金融機関は除きまして、個別の企業や商工団体についてもやはり同じ程度面談をしております。ただ、お話を聞くというだけではなくて、要望や意見があったときは、それを適宜本省に返すということはもちろんですが、中国財務局の管内にある事務所・出張所、他省庁の出先機関である経産局や農政局、地方整備局に直接聞いて、御返事できるものはすぐ返事するという形で、こつこつとした形で貢献をさせていただいています。その一環として、国有地についてもトップセールスということで、市町村に行く時は、その市町村内に存在する国有財産、こういうのがありますが、御活用はいかがでしょうかというようなことをやらせていただき、いろいろな形で地域に貢献したいと思っているところでございます。

本日の御審議の中で委員の皆様方からの御意見等につきましては、今後の国有財産行政に活かしてまいりたいと考えておりますので、会長もおっしゃっていただきましたが、忌憚のない御意見を賜ればと考えております。

以上、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

○角廣会長 どうもありがとうございました。

今、古瀬委員も到着されましたので、ちょうどよかったです。これから始まります。

### 3. 議 事

○角廣会長 それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

#### 《議事録署名委員指名》

本日の審議会の議事録の署名人について指名したいと思いますので、よろしくお願いたします。なお、審議会の議事録には、各委員を代表して2名のお方に御署名をしていただくことになっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、高橋委員と西川委員のお二人にお願いしたいと思います、よろしいですか。  
(「はい」との発言)

ありがとうございます。では、お二人には、後ほどまた御署名の方をお願いいたします。

#### 《諮問事項》

それでは、早速議事に入ります。

本日は、諮問事項1件、それから報告事項が2件ございますので、最初に諮問事項の審議を行います。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○高山管財部長 管財部長の高山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着席をさせていただきます、説明をさせていただきます。

諮問事項は、広島駅新幹線口の二葉の里地区に所在します国有財産の一部を、広島県に對しまして広島県広島東警察署用地として時価売払いをするものでございます。

スクリーンで説明をさせていただきます。対象財産は赤丸で表示しておりまして、JR広島駅新幹線口からおおよそ600メートル西に位置しております。

次に、現況写真で説明をいたします。

対象財産は未利用国有地の一部で、赤枠、斜線で表示をした部分でございます。東西約110メートル、南北約50メートル、面積は5,613平方メートルで、長方形の土地でございます。都市計画法上の用途地域は近隣商業地域で、建ぺい率は80%、容積率は200%です。対象財産は、二葉の里地区土地区画整理事業地の最も西に位置する1街区です。また、対象財産の北側には、神社仏閣や史跡などの文化遺産に結んだ歴史の散歩道がございます。

次に、財産の沿革について説明いたします。

対象財産の一带は、終戦に伴いまして、昭和20年11月に旧陸軍省より旧大蔵省が引き受けをしております。これらの敷地は、昭和27年4月から旧日本国有鉄道、現在のJR西日本へ社宅等の敷地として時価貸付けをしてまいりましたが、平成16年5月から17年7月にかけて順次返還を受けたものでございます。二葉の里地区におきましては、平成15年12月開催、それから平成20年3月開催の当審議会におきまして御答申をいただき、広島高速5号線用地として国有地の一部を無償貸付け及び時価売払いを行ったほか、平成23年6月の審議会で答申をいただきました3街区南側の6,000平方メートルにつきましては、広島県に対しまして高精度放射線治療センター等用地として今年の12月に減額売払いをいたしております。

次に、財産の状況を説明いたします。

国有地は、黄色で示した未利用国有地約4万9,000平方メートルでございます。次に、灰色の部分は、広島高速道路公社へ売払い等した土地約1万700平方メートルでございます。次に、桃色の部分は、JR西日本の所有いたします約4万5,000平方メートルで、広島支社及び鉄道病院等の敷地として現在利用されております。また、紫の部分は、土地区画整理事業の保留地、約8,300平方メートルで、平成23年5月に土地区画整理事業の施工者でございます独立行政法人都市再生機構から民間に入札によって売却をされております。そのほか、茶色の部分は、民有地約700平方メートルでございます。なお、青色の3街区南側6,000平方メートルの部分は、広島県に高精度放射線治療センター等用地として売却をいたしました土地でございます。

二葉の里地区の土地利用につきましては、平成22年1月に策定しました都市計画法上の地区計画におきまして、1・2街区は多様なライフスタイルを提供できる都心居住機能、3・4街区につきましては健康と安心を創造する医療・福祉機能、それから5街区につきましては広域ブロックのビジネス拠点、あるいは駅前空間らしいにぎわいを創出する業務・商業機能などの区域として位置づけをいたしております。

次に、二葉の里地区のまちづくりに関する経緯を説明いたします。

対象財産を含みます未利用国有地につきましては、立地条件、それから規模から見まして高い開発ポテンシャルを持ちます中国地方最大規模の財産でございます。中国財務局といたしましては、広島の玄関口である二葉の里地区のまちづくりを通じまして地域への貢献となるよう、広島市や広島県、隣接土地所有者のJR西日本と連携を図りまして、平成18年10月に4者でまちづくり推進協議会を立ち上げました。同協議会におきまして、

土地区画整理事業による面整備、地区計画を活用いたしました民間開発の誘導、当地区と広島駅南北自由通路などと一体的に整備することを柱といたしまして、平成20年3月にまちづくり基本計画を策定、21年5月には都市再生機構を加えた5者によりまして、相互に協力し、円滑に整備を進めるため基本協定書を締結いたしました。この協定を踏まえまして、平成22年1月に、先ほどの現況の図面でお示しをしたとおり、土地利用の基本方針として地区計画等が都市計画決定されております。なお、土地区画整理事業によるまちづくりといたしまして、お示した位置に公園、緑地を整備するほか、住民の方との対話の中で歴史の散歩道の拡幅や緑地整備の具体的な要望を反映するなど、地域への配慮も行われております。

それでは、本財産の利用計画などにつきまして説明をいたします。

利用計画は、現在、広島市中区富士見町に所在する広島東警察署を1街区の西側へ移転、整備するものです。スクリーンに表示してありますのは、あくまでも警察署庁舎のイメージ案であり、広島県では今後、建物等の設計を、企画段階で設計業者から提出させるプロポーザル方式によりまして設計図面を決定することとしております。

庁舎の規模につきまして説明いたします。5,613平方メートルの敷地に、庁舎、車庫など設ける予定としております。庁舎については、国庫補助の基準に従い、床面積4,000平方メートル以上で、4階ないし5階建てを計画しております。車庫については、機動隊用の大型バスを含む約30台が収容可能な平家または2階建てを計画しています。このほか、証拠品の保管場所や外来用駐車場などを設ける計画となっております。

取得後の敷地につきましては、先ほど説明しました地区計画や、まちづくりガイドラインに規定されております歩行者空間を確保した上で施設を整備する予定としておりまして、実質的に施設整備可能な敷地の面積はおおよそ4,500平方メートルとなる見込みでございます。

広島県警の予定では、本年度は地質調査、平成26、27年度にかけまして基本設計、実施設計を行うこととしております。国有地の取得につきましては、広島県が平成23年から27年度までの期間で財政健全化計画に取り組んでいることから、その翌年となります平成28年度に国有地を取得することを要望しており、広島東警察署の開庁は平成30年度の予定となっております。

次に、広島東警察署の移転、整備の必要性について説明をします。

広島県では、平成22年に策定した「なくそう犯罪」ひろしま新アクション・プランに

おきまして、広島市における一行政区一警察署体制の導入を掲げまして、逐次警察署の整備を推進しているところでございます。

先ほど、現在の広島東警察署の所在を中区富士見町と申しましたが、管轄区域が東区、安芸郡府中町の全域と中区、南区の一部であるにもかかわらず、中区に警察署が所在していますことから、犯罪抑止に向けた地元住民や行政機関との連携が十分発揮できない状況を解消する必要があります。また、現庁舎は築42年が経過しておりまして耐震性に劣るほか、警察官の増員等によりまして狭隘化が進展、外来駐車場も11台分と十分に確保されていないなど、業務運営において現施設では多くの問題が発生しているところでございます。なお、東区内の地元住民からも、広島東警察署の二葉の里地区への移転を要望いたします陳情書が広島県知事や県警本部長あてに提出されるなど、地元からも移転要望が表明されているところでございます。

広島東警察署が1街区へ移転、整備することに関しまして、その適地として東区内の他の用地につきましても検討が行われてまいりましたが、広島駅新幹線口に近い主要道路沿いの目立つ場所に所在し、近隣住民のみならず管轄区域内の住民、広島駅の通勤、通学の利用者、観光客等地理不案内の者も含めまして、昼夜を問わず視認性が高いこと、主要道路に面しているほか都市高速のランプが近接地に設置予定であることから、パトカー等、緊急車両の移動も迅速に行える利点があることなどのことから当地への移転、整備を要望しているものでございます。

なお、二葉の里地区の各街区のうち一番西側の敷地を要望する理由といたしましては、3方向に車両出入口の確保が可能、警察署敷地と隣地との設置は1面のみでございまして、庁舎建設時に配慮すべき事項がより少ないことなどを挙げております。これらのことから、移転の結果、広島市における一行政区一警察署体制が推進され、地元住民や行政機関との連携強化につながるほか、犯罪の起こらない環境づくりの推進や、犯罪発生時の迅速な対応にも資するなどの効果が期待されております。

広島市内の警察署の整備状況につきまして説明をさせていただきます。

現在、佐伯区内に新築整備中の佐伯警察署が、本年9月に開庁する予定でございます。これにより、佐伯区と西区が警察署の管轄区域と一致いたします。今後、東警察署を二葉の里に移転し、その管轄区域のうち中区の一部を広島中央警察署、南区の一部を広島南警察署に移管し、中区全域を広島中央警察署、南区全域を広島南警察署の管轄区域とした時点で、広島市域におきましては一つの警察署がそれぞれの行政区を管轄することになります。

す。

次に、処理方針につきまして説明をいたします。

相手方は広島県、処理区分は時価売払いでございます。なお、未利用国有地の処分相手方との契約締結期限につきましては、処分決定通知を行った日から原則2年以内を限度とする旨の規定がございますが、やむを得ない事情を有する場合には、当該事情が解消されるまでの間に限り、これを延長することができることになっております。今回の広島県の事情は、平成27年度末までを期限として取り組んでいます中期財政健全化計画に伴うものであり、一方では、契約締結までの間を利用いたしまして建物の実施設計を行うなど、実質的に2年以内に土地の売買契約を締結した場合と開庁までの期間に大きな差が生じないこと、加えて、先に説明したとおり、広島東警察署移転の結果より地域の安全・安心の度合いが高まることが期待されていることなどから、契約締結を平成28年度といたしましても、これらの必要性等を考慮すれば、国有地の有効活用の観点からも問題がないものと考えております。

契約方法は、会計法第29条の3第5項並びに予算決算及び会計令第99条第21号の規定に基づきまして、公用に供するために必要な物件を直接公共団体に売払うため、随意契約を予定しております。なお、国有地の売払いに当たりましては、国有財産法の規定により、原則として一定の期間、特定の用途に供することを相手方に義務づける用途指定を付すことになっておりますが、地方公共団体を相手方として時価売払いする場合には、国有財産法施行令の規定によりまして、指定を付す必要がないものとされております。当局といたしましては、広島県の利用目的は、地域における安全・安心を図る上で必要なものであり、また公共性が高く、国有財産の有効活用にも十分資するものであり、国有地を通じた地域貢献にもつながるものと考えております。

ここで、二葉の里地区の全体の開発状況と処分等の予定につきまして報告をさせていただきます。

二葉の里地区の土地区画整理事業は、平成26年3月末の完了に向けまして、これまでのところ順調に進捗をいたしております。このような中、既に2街区の保留地と3街区南側につきましては、民間及び広島県に譲渡済みでございます。当局では、昨年12月から3カ月間、1街区、2街区、3街区北側の未利用国有地につきまして、地元地方公共団体等に対しまして取得要望を受け付けてきたところでございます。この結果、1街区の1部につきまして、広島県から取得要望が出てきております。取得要望のなかった1街区東側、



2街区、3街区北側につきましては、本日の審議結果を受けまして、5月8日に入札公示、6月20日に開札というスケジュールで、一般競争入札による売却を実施する予定でございます。

続きまして、JR西日本の所有地であります4街区でございます。現在JR病院として利用されているところでございますが、先日JR西日本広島支社から公表されましたように、耐震化のため4街区の東側に移転建替を行いまして、27年度中に開院の予定となっております。残りの敷地につきましては、暫定的に駐車場としての利用が計画されております。一方で、広域医療行政を担う広島県では、平成25年度におきまして、広島都市圏の医療機能のあるべき姿を検討するための予算措置がなされておきまして、この3街区、4街区の医療福祉ゾーンを含む構想の策定に着手する予定となっております。

最後に、広島駅新幹線口正面に位置します5街区でございますが、現状、JR広島支社社屋などがあります東側のJR所有地と更地の国有地で構成されております。この5街区は、広島の駅の玄関口にふさわしいまちづくりを進めるため、土地所有者である当局とJR西日本、それから広島県、広島市等で構成されておりますまちづくり推進協議会におきまして関係機関との協議を続けながら、引き続き利用計画の具体化を検討することとしております。

なお、せっかくの機会でございますので、広島駅及びその南側の開発計画につきましても説明をさせていただきたいと思っております。

広島駅におきましては、改札口を橋上化することにあわせまして、南北を結ぶ幅員15メートルの自由通路を建設中でございます。この自由通路は、二葉の里地区へ向かうペDESTリアンデッキに接続することとなっております。このほか新幹線口では、バスターミナルやタクシー乗り入れなどの駅前広場の再構築も予定されております。なお、自由通路設置にあわせまして、駅構内では新たに商業施設の建設が予定されているほか、広島駅南側では広島電鉄の路面電車の乗り入れに関する検討が進められているところでございます。

次に、広島駅南側では、市街地再開発事業を終えておりますAブロックに引き続きまして、現在、平成27年度完成を目途にBブロック、Cブロックでも再開発事業が行われているところでございます。

ざっと広島駅周辺で取り組まれております事業の概況を説明いたしましたが、お話しした内容に広島高速5号線を加えますと、これらの内容を一覧にしたものがお手元にお配りしておりますA3横の表でございます。あくまでも現段階での予定ではありますが、各街

区のまちびらきの予定時期等を確認できるものとしてご覧いただければと思います。

いずれにしましても、広島駅を中心に南北の地区それぞれの開発が進みまして、広島の新たな都市再生のエンジンとなり、まちが発展することが期待されています。このような中、国有地がまちの発展に有効に活用されまして、地元地域に貢献できることは意義深いものと考えております。

以上をもちまして諮問事項の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

**○角廣会長** ありがとうございます。

以上で、諮問事項とそれに関連する説明がありましたので、これから御質問、御意見をいただいてこの審議に入りたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。どなたでも、委員の方はどうぞ。

**○諏訪委員** 熊平製作所の諏訪と申します。よろしくお願ひします。

今回の国有地の売却については、中国財務局のホームページに掲載されています。

また、先程の説明にありましたように、広島陸の玄関にふさわしいまちづくりということで、開発されています。安心と安全という点から県警の東警察署を誘致することについては、全く問題はないと思います。

質問は2点ありまして、1点目は今後開発予定の1街区の残り、2街区、3街区について、陸の玄関にふさわしいまちづくりの条件として、何を考えておられるのでしょうか。

例えば商業施設であるとか、あるいはマンションであるとか。工場はだめであるとか。そのような入札条件について、お聞きします。

もう1点は、再開発を行うことはいい話ですが、今以上に交通渋滞が起きます。

この交通渋滞の解消について、どう考えておられるかお聞きします。

**○角廣会長** それでは、東警察署の問題はいいが、残りの1、2、3街区の開発についての条件は明確にしなければいけないということですね。

**○諏訪委員** はい、そうです。

**○角廣会長** そういうことと、交通渋滞の問題の2点について、事務局から、お願ひします。

**○高山管財部長** まず、条件についてでございます。スクリーンに図面を出していただけますか。1街区と2街区と3街区につきまして、この御審議をいただいた後に一般競争入札の手続をとらせていただく予定にしております。説明の中でも報告をさせていただきます。

ましたけども、ここは大規模国有地であるがゆえに、都市計画法に基づく地区計画を定めて、望ましいまちづくりを誘導していくと、そういう手法をとってございます。各街区については、先ほど申しましたように、1、2街区については主に居住関係、3、4街区については主に医療関係ということになっております。

この関係でございますけども、実はこれから入札の条件を付しまして一般競争入札に出す予定にしております。まず数点、予定をいたしております。1つは、この二葉の里地区まちづくりの基本計画への配慮ということで、法律上の地区計画、それから条例上等も踏まえまして、広島市が策定しておりますガイドラインというのがございます。まず、これに基づいてやってくださいということでございます。それから、景観条例関係につきましてはこれを踏まえてやってくださいということで、明文化して出す予定にしております。

先ほどお話のございました、それでは工場ができないのかということでございますけども、都市計画法上等で地区計画という手法が1つ、それから用途地域がここは近隣商業地域に定められておりますので、基本的はどちらかといえば業務、商業と、そういうものが望ましい形になってございます。

それから、交通の関係もあわせまして説明をさせていただきます。

今回、事前に各委員に説明をさせていただきました。皆さんから、やっぱり交通が心配ですねという御質問がございました。

それで、まず図面をご覧ください。まず、2街区でございます。現在の幅員が25メートル、4車線を、幅員を40メートル、6車線に拡幅する予定にしております。それから、5街区のところでございます。6車線を9車線に拡幅する予定にしております。これらに伴いまして、右折、左折の専用レーンを所要の箇所に設けることといたしております。

一方で、この国有地、JRの土地の前面の道路だけではなくてやはり南北の交通、それから東西の交通について委員の方々から先ほどの御意見をいただいたというふうに考えております。早速広島市の道路部局に対しまして、そういう意見が出ておりますので、検討をよろしくお願ひしますと、こういう話をさせていただいております。

実は広島市の方でも、こういう道路拡幅とあわせまして、先ほども説明させていただきましたけども、駅前の、具体的に言いますと、駅の北側の駅前広場の整備、ここのバスやタクシーの関係、そういう駅前広場の再構築、さらには、ちょっとこの図には出てまいりませんが、広島駅の南側につきましても、駅前広場の再開発といいますか再構築を計画しております。それだけで十分その交通関係が整理できるかというとなかなか難しい

ものもあるかと思いますが、引き続き広島市等においては検討を進めていきたいというふうに聞いております。この審議会の正式の場で、まさに正式にそういう御要望、御意見があったということは、改めまして広島市の方に報告をさせていただく予定にします。

○角廣会長 諏訪委員、よろしいですか。

○諏訪委員 はい。

○角廣会長 そのほかの委員の方で、どうぞ、ご意見のある方は何でも言っていただければ良いと思います。

どうぞ、高橋委員。

○高橋委員 ここが広島東警察署用地として売却予定ですがけれども、これ以外に候補地はあったのでしょうか。

○高山管財部長 はい。

○角廣会長 どうぞ。

○高山管財部長 スクリーンに図面を出してください。実は正面の図面の右側に県の持っている公有地がございました。それが具体的には対象となったというふうに聞いております。ただ、図面を見ていただきますと、右側の地区は非常に道路事情がさらに悪うございます。それから、敷地的にも十分確保できないということで、やはり、先ほど説明させていただきましたけれども、国有地二葉の里に出てくる方が安心・安全を構築する上でいいという結論になったというふうに聞いております。

○角廣会長 高橋委員、いかがですか。

○高橋委員 逆に、ここの1街区には東警察署以外の候補者はあったのでしょうか。

○高山管財部長 公的利用要望は、実は広島県のこの警察署だけでございました。

○角廣会長 よろしゅうございますか。

○高橋委員 はい。

○角廣会長 どうぞ、どういう御意見でも結構ですから。

どうぞ、西川委員。

○西川委員 先ほどから説明がいろいろありましたように、特に北口は私は新幹線出張等々で非常によく使いますが、車で行っても停めるところがない等々、非常に不便です。私は、いろんな駅で乗り降りしますが、広島駅は、車で行った場合には、そういう面で、非常に利便性が悪いです。

ということで、南側の方は先ほどバスやタクシーの整備計画があるということで、後で

北側の方も整備計画があると聞きましたが、これの主体はＪＲがやっておられることでしょうか。

○高山管財部長 北側新幹線口のところも、やはりバス、タクシー等の車両をきちんと区分けするということも念頭に置いて、その北側の駅前広場の再構築を今現在、南と同じような形でやるという計画になってございます。

○西川委員 それは、今、誰が考えておられますか。

○高山管財部長 これは、専ら市でございます。

○西川委員 市がですか。

○高山管財部長 はい。

○西川委員 私は、ここの５街区の、今ＪＲの支社があるところが将来どうなるのか、やっぱり動かれるのか動かれないのか、ここはこの審議委員会の対象外の土地になるわけですか、ＪＲの土地は。

○高山管財部長 ５街区につきましては、国有地とＪＲの土地がそれぞれあるんですけども、これから検討を加速していきたいというふうに考えております。

○西川委員 というのが、やっぱり支社のところに何か、北口の１つの機能を少し移転することも含めて考えないと、今のスペースの中で整備をしても余り利便性が広がらないような気がしています。５街区は一番一等地ですよ、ＪＲの支社があるところが。あそこを将来、北口の全体のアプローチの利用に含めて考えられるものなのか、いやいや、それは無理なのかというところがちょっと知りたいんですけども。

○高山管財部長 これは、１つは、広島市でも検討を始めているようでして、５街区にバスターミナルのようなものを設置して、交通の緩和と新幹線口広場の機能補完を図ることができないか検討していると聞いております。

それからもう１つ、ＪＲ西日本の広島支社ですけども、ここは建物が立っておりまして、開発には多少時間がかかると考えております。ＪＲの方では、先ほど申しましたように、まず駅のところに力を入れておりまして、並行的に広島支社の社屋が立っているところにつきましても検討をやりたいと聞いております。

いずれにしても、ここが広島駅の真正面になりますので、ＪＲ等々と連携をいたしまして、調和のとれたまちづくりを考えていくつもりでございます。

○角廣会長 よろしいですか。

○西川委員 はい。

○角廣会長 ほかに何か御質問、御意見がありますか。

では、広島東警察署の件は、これは皆さんよろしゅうございますか。東署については、本諮問どおりの決定ということでさせていただきますけど、よろしゅうございますか。

(「はい」との発言)

それであると、議長として余分なことを言うようですけども、交通のところはやっぱり皆さん非常に気にしている点ですね。

### 《報告事項》

それでは、次は報告に入りましょう。

事務局から、国家公務員宿舎の削減計画と国有財産の売却状況等の2点について報告がございます。これはあわせて報告いただいて、後ほどまた御意見、御質問をいただきたいと思えます。

では、よろしく申し上げます。

○小田管財部次長 管財部次長の小田でございます。それでは、座って説明をさせていただきます。

それでは、報告事項の説明をさせていただきます。

#### 【報告事項1. 国家公務員宿舎の削減計画について】

初めに、国家公務員宿舎の削減計画について御説明いたします。

国家公務員宿舎の削減計画につきましては、前回の審議会でも御説明しましたように、財務省は、平成23年12月、国家公務員宿舎は真に公務のために必要な宿舎に限定し、主として福利厚生目的のものは認めない。また、宿舎に入居することが認められる職員の類型について新たな検証を行うとともに、各省庁が真に公務のために必要とする宿舎戸数を精査し、宿舎の削減を行う旨、公表いたしました。そして、この考え方に基きまして各省庁が必要戸数を精査した結果、約16万3,000戸が必要戸数となりました。このため今後5年をめどに、全国の宿舎約21万8,000戸のうち5万6,000戸程度、25.5%程度の削減を行っていくことになりました。

次に、宿舎の廃止方針について御説明いたします。

東京都以外の地域に所在する宿舎につきましては、宿舎戸数の削減幅を実現するため、今後5年間で築年数が40年を超える宿舎等、老朽化し耐震性等に問題があるものについて、効率性、規模、通勤時間等を勘案し、宿舎廃止を選定の上、宿舎廃止を行う方針といたしました。それから、東日本大震災集中復興期間の5年間におきましては、直ちに廃止

に該当しない宿舎についても、老朽化し耐震性等に問題があるものについてはコスト比較等を行うことにより個別に検討を行ってまいりました。このコスト比較等による個別検討の結果につきましては、昨年11月、財務省が公表しましたので、その内容を御説明いたします。

コスト比較等個別検討の結果、全国の宿舎1万684住宅のうち5,046住宅を廃止することにより、5万6,000戸程度の削減幅を達成することにしております。また、老朽化し耐震性等に問題のある宿舎のうち廃止しない宿舎については、耐震改修等を行う宿舎が471住宅、民間のアパート等への借り受けへ移行する宿舎が62住宅、建替を行う宿舎が38住宅という対応を行うこととなっております。

今後、宿舎戸数の削減に向けた工程表ですが、平成23年12月時点で廃止することを決定した宿舎については、入居者への退去要請、入居者が退去した後の宿舎廃止を順次行っているところでございます。また、個別検討の結果、平成24年11月時点で廃止することを決定した宿舎につきましても、入居者への退去要請を順次行っていくこととしております。これらの廃止宿舎につきましては、入居者全員が退去次第、順次宿舎廃止を行い、跡地を平成28年度末までに売却することにより、復興財源等の確保に努めていくこととしております。

当局管内におきますコスト比較等個別検討結果につきましては、管内の宿舎788住宅のうち434住宅、約55%の住宅を廃止する計画としております。廃止しない宿舎で老朽化し耐震性等に問題のある宿舎につきましては、耐震改修等を行う宿舎が42住宅、民間のアパート等への借り受けへ移行する宿舎が7住宅、建替を行う宿舎が2住宅という対応を行うこととしております。また、廃止する434住宅のうち民間から借り受けている宿舎等を除き、宿舎廃止により生じる跡地の売却等を予定している宿舎は193住宅で、敷地面積が約36万平方メートル、台帳価格ベースで約220億円となっております。なお、当局におきましては、昨年12月までの間に売却した宿舎は30住宅、敷地面積が約2万7,000平方メートルとなっており、約32億円の歳入を上げているところでございます。

次に、当局管内の廃止住宅の県別内訳で見ますと、売却等を予定している宿舎193住宅のうち、広島県内に所在する宿舎は約3分の1の66住宅となっております。これら売却等予定宿舎につきましては、先ほどの工程表に基づきまして、平成28年度末までに順次売却を行っていくこととしております。

最後に、宿舍使用料の見直しについて御説明いたします。

宿舍使用料の見直しにつきましては、昨年11月、コスト比較等による個別検討の結果の公表にあわせて発表したもので、見直しの考え方につきましては、宿舍に係る歳出に見合う歳入を得る水準まで引き上げを行うということで、現在の宿舍使用料のおおむね2倍弱の水準まで増加させるというものであります。また、引き上げ時期を、現在実施されている国家公務員給与の減額措置が終了する予定とされている平成26年4月から、2年ごと、3段階で実施する予定としております。

なお、スライドでは、現地点における試算ベースの宿舍使用料の平均的な額をお示ししております。

以上、御説明しましたように、国家公務員宿舍の削減計画につきましては、今後、計画的な削減を行い、平成28年度末までに跡地の売却を進めていくとともに、宿舍使用料の見直しを行う予定でございます。

## 【報告事項2. 国有財産の売却状況等について】

続きまして、報告事項の2、国有財産の売却状況等につきまして御説明させていただきます。

国有財産の売却を進めるに当たり、昨年8月、総理大臣を本部長とする行政改革実行本部において決定されました売却収入の目標指針を受けまして、株式を除く未利用国有地などの国有資産等につきまして、平成28年度末までの間に、売却等による収入の合計額が5,000億円以上となるよう目安が示されたところでございます。これを受けまして、当局におきましても、売却等の取り組みを進めているところでございます。

次に、国有財産の管理処分方式について御説明いたします。

平成26年6月以降、従来の売却に加えまして、社会福祉分野などへの定期借地権を利用した新規の貸し付け、地方公共団体や隣接土地所有者との交換の運用拡大や信託の活用など、制度の拡充を受けまして、当局におきましては個々の土地の特性に応じた手段を選択するなど、管理処分方式の多様化を図っているところでございます。

次に、具体的な売却の流れにつきまして御説明いたします。

国有財産の売却につきましては、公用、公共用の利用を優先する考え方を基本としつつ、速やかにかつ透明、公平に行うため、まず3カ月間、地方公共団体等からの取得要望の受け付けを行い、受け付け期間中に取得要望があった場合には、2カ月以内に当局において審査を行い、また、面積基準はございますが、先ほど御審議をいただきました広島県広島



東警察署用地のように、当審議会への諮問を経て処分相手方の決定を行い、地方公共団体に対しまして原則2年以内の契約締結を求めていく統一的なルールを定めているところでございます。なお、取得要望がない場合には、一般競争入札により売却をすることとしております。

次に、国有財産の有効活用について御説明させていただきます。

財務局では、保育園や介護施設等の社会福祉分野を対象として、定期借地契約による新規貸し付けを行い、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を推進し、地域貢献に努めているところでございます。

定期借地契約について御説明いたします。定期借地契約とは、地主と借り主との間で一定の契約期間を定め、契約期間終了時には更地に原状回復した後、地主に返還することを条件とした契約方式でございます。この契約方式は、借地権利金の支払いが不要であるほか、貸付期間が10年から30年、または50年と保証されているため、事業計画が立てやすいといったメリットがございます。

続きまして、当局における社会福祉分野での有効活用事例を御紹介させていただきます。

まず、件数でございますが、平成22年度以降、保育所や老人ホーム、障害者施設等の用地として定期借地による貸し付けを3件、売却を9件行っております。なお、現在も保育所等で手続を進めている事案が3件ございます。それにつきましては、スライドの中の括弧書きで記載しているところでございます。

また、具体的な事例といたしましては、鳥取市に保育所用地として新規貸し付けを行っている事案で、当時、定期借地を活用した全国初の契約締結の事案でございます。また、社会福祉法人に対して障害者自立支援用地として新規貸し付けを行った広島市への事例などもございます。それから、岡山県瀬戸内市に所在します、行政財産である国立療養所邑久光明園の敷地の一部を活用して、社会福祉法人による特別養護老人ホームを建設するといった話が出ております。これにつきましても、定期借地制度を活用した国有財産の有効活用を推進する事案でございます。

次に、一般競争入札による売却状況につきまして御説明させていただきます。

当局では、平成24年度に151件の一般競争入札を実施いたしまして、41件が落札をし、落札金額は約54億円となりました。この落札金額は、期間入札を開始して以降、最高金額でございます。

これまでの売却実績をグラフで見ますと、平成21年度と平成24年度の落札金額

が突出していることがわかります。この突出した要因につきましては、平成21年度は、広島市内の大型物件が1件落札したことによるものでございます。また、平成24年度におきましては、平成21年度のような大型物件はございませんでしたが、宿舍削減計画による、広島市街地に所在する廃止宿舍の跡地が落札されたことがその要因となっているところでございます。

なお、平成25年度の一般競争入札の実施予定でございますが、年間に3回の期間入札を計画をし、128件を実施する予定としております。

おくれましたが、ここで期間入札について御説明いたします。期間入札とは、郵送により入札参加できる制度でございます。入札に参加される方の利便性に加え、当局におきましては1回に多数の物件を入札実施できることから、入札事務の効率化を図ることができるというメリットがある制度でございます。

また、国家公務員宿舍の削減計画につきまして先ほど御説明させていただいたところで、今後売却を予定している主な廃止宿舍は、面積の大きな順から、佐伯区に所在する五日市住宅、東区に所在する早稲田住宅、牛田住宅等でございます。

以上で、報告事項の2件の御説明を終わらせていただきます。

○角廣会長 ありがとうございます。

報告事項、1件は国家公務員宿舍の削減計画、もう1つは国有財産の売却状況ということで、あわせて報告がありました。

御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

どうぞ。

○佐上委員 質問です。削減される場合の何万戸というのと、住宅という、例えば100住宅と数える場合の、その住宅と戸数の使い分けは、どうなっているのでしょうか。

○小田管財部次長 戸数は、例えばマンションでいえば1室、これを公務員宿舍の1戸、2戸、戸数で数えます。住宅数という場合には、1つの団地を1住宅とカウントしております。

○佐上委員 そうですか。例えば削減計画が戸数でいくのなら、全部戸数で貫いたほうが分かり易いんじゃないかと思いますが。

○小田管財部次長 そのところは、すべて戸数でカウントするというのは、例えば牛田住宅のように1団地に10棟、20棟と建っている場合と1戸が建っている場合、その住宅数によっては戸数が100戸も200戸もあるところと30戸あるところで違いがあ

りまして、処分をしていく段階では、住宅単位、あるいは住宅の一部を廃止することにより売却していますので、住宅数でカウントをしております。実際には、国家公務員の例えば1人が1戸に入るということで、戸数でカウントして必要戸数を出して、その必要戸数に対して住宅数をどれだけ確保すればいいか、そういう使い分けをしているところです。

○角廣会長 よろしいですか。

○佐上委員 はい、わかりました。

○角廣会長 委員の人がわかりやすい資料に、次回から変更してもらえばいいと。

○高山管財部長 すみません、非常にわかりづらい資料になっております。

次回は、改めたいと考えております。

○角廣会長 ありがとうございます。どうぞ、浅原委員。

○浅原委員 配付資料の9ページに宿舍戸数と削減幅と書いてあって、そのところは、さっきおっしゃった21万8,000戸から5万6,000戸にするって書いてありますよね。次の宿舍廃止方針の一番最後に、これらの方針に基づき、現時点で廃止することを決定した宿舍は、全国で2,393住宅というので、ここに戸数が入っていればわかりやすいのではないのでしょうか。

ちょっと質問なのですが。

○角廣会長 どうぞ。

○浅原委員 この同じ9ページで、前にも質問したかと思うんですけど、国家公務員宿舍は真に公務のために必要な住宅に限定しというところが、何が真に必要な住宅なのかという、その下に危機管理要員とか緊急参集要員とか書いてありますが、これが国家公務員として各省庁にみんな同じ基準で評価されて削減対象になっているのかというところがちょっと見えにくいので、わかりやすくお話ししていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○角廣会長 どうぞ、よろしいですか。

○小田管財部次長 まず、基準でございますけども、基準につきましては各省庁同じ基準で、それぞれここにありますように危機管理要員だとか緊急参集要員だとか、それぞれ各省庁別に精査をして必要戸数を積み上げているということでございます。

それで、真に公務に必要な宿舍というのは、特に国家公務員宿舍は昭和40年代に多く建設をいたしました。当時は、やはり国家公務員の転勤ということで各地域に、大都市圏を除けば非常に今のような賃貸住宅等の整備も遅れていた中で、公務員宿舍は公務をする

上で安定した生活環境がないとできないということで、公務員宿舎の整備が進められてきておりました。そういう中で、この真に必要な公務のためにという部分が、若干当時は福利厚生的な面での入居も認められていたということで、今回の削減計画の中ではそういう福利厚生的な面は認めないということで、ここの基準がある緊急参集要員ですとか危機管理要員だとか、あるいは転勤のためにどうしても必要だという戸数に限り入居を認めるという厳しい条件に変更しております。

一方で、民間の賃貸アパート等もかなり整備をされて、民間の方もそういう借上げという実態があるということから、国の方もそういう方向で、できる限り古い住宅の建替を抑制して戸数を限定する中で、現在の宿舎を耐震改修等しながら長く使っていくという考え方にしたのが、今回の削減計画の基本方針でございます。

○浅原委員 わかりました。

○角廣会長 どうぞ。

○垣水局長 浅原委員は昨年もこのところが非常にわかりづらいということで御質問されたと思います。特に離島に勤務するとか刑務所が近くにあるというのはわかりやすいと思いますが、緊急参集要員というのが少しひっかかれたと思うんですね。

確かに東日本大震災のときに、公務員、結構一生懸命やったとは思いますが、それをもって、幅広くみんな緊急参集要員と広く呼ぶのかというのが御疑念だと思います。しかし、ある程度の幹部が意思決定する、情報収集して適切な判断をする時に職場近くにいないとやっぱり相当苦しいのは事実ですし、例えば幹部の直属の下の総務系統の職員とか、必ず誰か一人が全員に満遍なく連絡できるような体制にしておかなくてはいけない。そのとき、もちろん本省庁の情報をとるためにすぐ庁舎に参集しなくてはいけないという要請は、どの役所もありますので、そういう職員に絞って、庁舎の近くにいないといけないということで、宿舎に入ることを決めているということです。

各省庁、実際の運用等をどうしているかというのは、各省庁の判断ですが、例えば原発関係であつたらこういう業務とか、北朝鮮のミサイルだつたらこういう業務とかそれぞれあると思います。その中で緊急参集要員というのは規則で決めて、それに該当する職員を宿舎に入れるということになると思います。ですから、人事異動等ありますが、そこは各省庁の運用だと考えております。

○浅原委員 私たちも国家公務員に準ずる機関なので、同じようなことが言われていると思います。したがって、お聞きしたんですけど、そういう判断で大体25%程度が削減

の対象となるということですね。

そうして、もう一つお聞きしたいのは、本当にこの宿舎を削減して、住宅手当を出して民間の住居に住んだ方が、税金を使わなくて済むのかどうかということがきちんと試算されて言われてるのでしょうか。これは国会議員の方が言われたわけでしょうけども。本当に宿舎の方が高くつくのか、借りた方が安くつく、高くつくのかということですね、これはどうなんでしょうか。

**○高山管財部長** そのこのところのコスト比較はやっております。都内ではやはり、都内の一等地はちょっと別にしまして、都心3区とか、ああいうところは別にいたしまして、民間の住居を借りるよりは今使っている宿舎を長寿命化して、それを使い続けるという方が一般的にいいという考え方です。

それから、一方、今度は地方になりますと、国家公務員宿舎を建てまして、それで次回建替までの経費と申しますか、そういうものがどれぐらいかかるんですかというのをコストを出しますとともに、もう一つ、民間の住居を借りればどれぐらいかかるんだというのを現在価値に引き直しまして、それでどちらを選ぶんですかという作業をしております。総じていえば、やはりちょっと都市部よりは地方に行くほど、持っているよりは借りた方が安い傾向が出ると、そういうことになっています。

ただ、そうはいつでも、やはり事業の継続の計画とか、それからまさに緊急参集とかそういう関係もございますので、そこは必要なものはきちっと残すと、こういう形にはしております。例えば自衛隊関係、それから自衛隊関係の施設、宿舎、それから刑務官等の施設とか、そういうふうな形にしています。恐らく大学でもそういう作業を今されているんだと思います。何かございましたら、私どもの方に言っていただければ、ある程度の資料は持っていますので、ご参考になるかと思えます。

**○浅原委員** もう一つだけ。民間の住居を借りるということは民需を潤すといいますが、そういうことも効果としてやっぱり考えるべきですよ。余りにコストが高くなれば別ですけども、そういう観点からも考えていくべき住宅政策ではないかと思うんですけど。

**○高山管財部長** これは私見の形になりますけども、私はやはり今の都市におかれている民間のアパートなりマンションというのは、特に中国地方に来て思うんですけども、新しいものにはどんどん人が入っているという話を聞いております。一方で、古いマンション等は苦戦しているという話を聞いています。そういうものでは、中でこういう取り組みも行わなければならないということを考えれば、大きく考えればやはり、どういふんです

か、民間にあるものをうまく使って古いもの（宿舎）は廃止をするという方が望ましいんじゃないかなとは思いますが。

○浅原委員 ありがとうございます。

○角廣会長 よろしゅうございますか。

○古瀬委員 ちょっといいですか。

○角廣会長 はい。

○古瀬委員 今、議論を聞いていまして、以前から違和感があつて、前回もちょっと申し上げたと思うんですね、どうも我々の感覚と、話のピントがうまく合わないといひますか。

まず、その30住宅を処分されたと言われますけども、30の住宅に入っておられた人はどうされたんですか。

○小田管財部次長 そこは、全体としての公務員の数が減るという部分と、それから転勤等で職場の合理化等で廃止になったりとか、いろいろ宿舎の需要も変わってくる中で、そういう自然体で廃止するような状況になったところを廃止した、というのが今回の30住宅です。

○古瀬委員 それは全く問題ないですね。必要のない宿舎を、あるいは空いた宿舎をどこかへ集約して余ったから売るといひのは、当たり前のことですよね。何もこういう問題で公務員宿舎を全廃する、なるべく少なくするんだという観点とは違ひますよね。どれだけ無駄をなくして効率的にやるかということですから、これは全く違和感がありません。

ここから先なんですよね。今、入っている人が住む場所がなくなるわけです。広域なエリアで展開する組織体というものは、必ずどこかに住居を置いて勤めるわけですね。それは緊急な用もあるかもしれない、緊急じゃない用なんてどこにもないわけですね、必要だから拠点があつて、そこで仕事をしているわけです。したがって、まず第一に企業体は、職員の住居を確保する責任があるわけです。その家賃を、誰が払うかという問題なんですよね。

ですから、全体の給与の中で、全額自分で支払うという仕組みの給与体系になっているのか、あるいは公務員の給与がどうかって僕は論評する気はありませんけれども、いろいろな人が研究して、どのぐらいの水準がいいだろうかということ考えているわけですね。その中にどれだけ、社宅の発想があるのでしょうか。どうやって住むところを確保するかということは、もう少し論点を整理なさっていただきたい。

要するに、民間でもいろいろあるということです。広域に展開している地域に社宅を全部用意して、そこに入ってもらって心置きなく仕事をしてくれと、一定の料金（社宅料）はこのぐらいだよというわけですね。大体、社宅料というのは決めるわけで、それは時価より安いですよ、そこへわざわざ転勤してもらって行くわけです。どのぐらい安いかは、別に相場があります。大体どの企業にもそういう相場があって、社宅を用意するとか、いや、全部社宅は無理だから、一部民間から借り上げるとか、つまり社宅を何らかの形で用意する方法です。

もう1つ、全く違った考え方としては、企業体は社宅を用意しないが、そのかわり住居手当を一定額払うから、そこで自分で探してくれというの也有ります。これも1つの考え方ですね。

何もしないというのは、どこにもないわけです。実際考えると、営業エリアを持っている企業が、職員の転勤は運が悪かっただけだということはある得ないんですね。それでもって仕事をしていただくわけですから。つまりそのところが本末転倒していると感じます。まず社宅を減らすことがあって、その社宅を減らすことが、じゃあどれだけ、今私は、資料を読んでいておもしろかったですね、宿舎使用料の見直しを見ればすぐわかるわけですね、歳出の範囲内に収入を確保していくという考え方でしょう。それは役所はそうですよ、予算と歳入と歳出というのはそうかもしれません。こんなものは、およそそういうことは当てはまらないんですね。社宅なんて幾らか持ち出すのは当たり前なんですよね、実は、給料で見ない限りは。やっぱりそこは働いてもらうわけですから。だから、そもそもそういう発想が何の意味があるのかと僕は思うわけですね。

確かに庶民から見て、赤坂の土地であんな高いところで10万円で入居しているというのは、非常に国民感情的にはそれは許せないということになりますよね、1つの現象では。しかし、それはごくごく特殊な事であって、そこを処分すればいいわけです。もうちょっと抜本的にそういったところを整理なさらんと。公務員が一生懸命働くには、余りにも理不尽といいますか、非常に、モチベーションを落とすように感じます。

ですから、先ほど浅原先生も言われたように、民間とどっちが高いんだ、そういう非合理をなくしながら、根本の思想はこうですよということがなぜ説明できないのか。私は、この問題を見る限りにおいては違和感を持っているんですよ。

それから、ちょっと長くなって申し訳ないですけど、もう1つだけ言わせてもらおうと、二葉の里地区の構想は、本当に驚いています。これは、全く逆にいい意味でですね。国有

財産の処分は、普通だったら用途を聞いて、公序良俗に反しない限り用途指定して売却、または入札して売却しますよね。手元の資料を見ると、あれだけ広大な土地に、しかもJRの土地まで、地権者である国と市と県と協議会をつくってまちづくりのためにどうしたらいいか議論している。JRの土地にまで、先ほど西川委員がおっしゃったような要望を、それは公式に広島市に申し上げますよといったことが、国有財産審議会で議論できるなんて、恐らく僕は今まで経験したことがありません。

こういうすばらしい取り組みをしておられるわけでしょう。これを全国に発信してもらいたいですね。国有財産を売却するときは常にそういう視点で、まちづくりのためにどれだけ自分たちは役に立ち得るのかとうことを。およそ今まで私たちが感じてきたお役所の仕事とは、全く違った感じがするので、すごいなと思って聞いていました。せっかく来ましたので、2点について、感想を言わせていただきました。

○角廣会長 ありがとうございます。

古瀬委員の言われたことは私も全く同感で、これは皆さんも、前回の時もそういう議論をいろいろやりました。今後もこうした観点からの意見は我々は引き続き言っていかなきゃいけないと。

それとあわせて、今、古瀬委員が言われた二葉の里の問題というのを、私もこの取り組みについて非常に、広島にいる人間として敬意を表したいと思います。随分御苦勞されながら、広島のために何とかこの国有地をうまく、今までの理屈からいうと、売ってしまえばいいと、国家に利益が入ればいいということだったのが、この問題は非常に力を込めてやっておられる。そういう意味では、財務局長も自ら動いておられて、大変ありがたいことだと思うんで、それは、おっしゃるように、ぜひこれ発信したいですよ、我々としても、そう思います。

大分時間もたちましたが、何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、本日の議事は一応これで終了といたします。

なお、今後について申し上げますと、本日の審議会の議事録ですけれども、後日、中国財務局のホームページに掲載して、一般に公開することとしております。議事録の中の最後に、少し今のそういうことの見解があれば、うまく出してもらえると発信できる一助になるかなと思います。

それから、御出席の委員の皆様方には、事務局で議事録案を作成いたしまして内容を御確認いただきます。最終的に議事録署名委員、高橋委員と西川委員に御署名、捺印をお願い



いしたいと思います。

また、本日の審議結果につきましては、後ほど事務局から報道発表することとしておりますので、この中でも、少し先ほどの意見もつけ加えていただければありがたいかと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、閉会に当たりまして、もう一度、財務局長さんの方からごあいさつをお願いいたします。

#### 4. 局長閉会挨拶

○垣水局長 本日は、角廣会長初め、委員の皆様方には本当に大変貴重な御意見をいただき、また真剣に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。御答申いただいた事項につきましては、適切に処理を進めてまいりたいと考えております。

交通渋滞の話がございましたけれども、ちょうど来週、広島市長に会いますし、また5月中にはJR西日本の責任者と私も直接話してこようと思っておりますので、いただいた御意見も踏まえながら、建設的な話をしていきたいと思っております。我々、財務局も一緒になって全体のまちづくりをしていきたいと考えております。

また、最後に出た古瀬委員のお褒めの言葉ですが、昨年も同じお言葉をいただきました。確かに、大久保という中国財務局長が7年前に二葉の里地区の開発についての協議会の設置を主導してから、代々話が進み、ここにたどり着いたという、かなり前進をしてきたというふうに思っております。引き続き頑張って進めていきたいと思っておりますので、今後とも皆様方にはいろいろお知恵を拝借すると思っておりますが、よろしくお願いいたします。どうも本日はありがとうございました。

○角廣会長 どうもありがとうございました。

#### 5. 閉 会

○角廣会長 それでは、これをもちまして第113回の国有財産中国地方審議会を閉会とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。